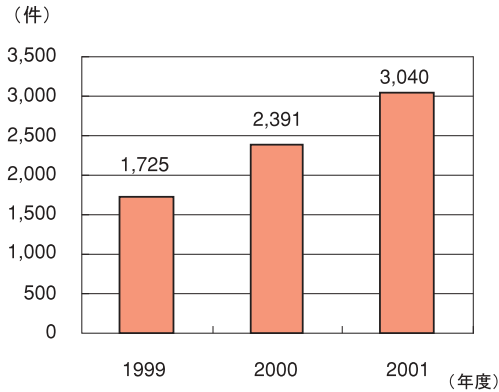


2. 知的財産活動への取組

(1) 大学における知的財産活動

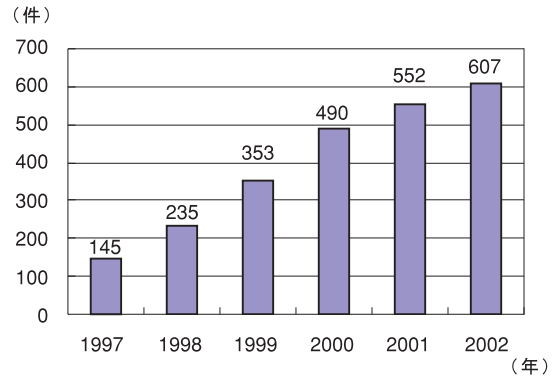
大学等の行う基礎研究に対する産業界の期待及び大学自身の社会貢献に対する意識の高揚もあり、大学等における発明活動は活発化している。

【発明委員会の審議件数】



(資料) 文部科学省資料

【日本における大学の出願件数の推移】



(備考) 特許庁調べ (出願人が大学長又は大学を有する学校法人名を検索・集計)

国立大学の教官が発明を行った場合は、原則、大学の発明委員会に届け出なければならず、国の権利とするか教官個人の権利とするかは、各大学において組織される発明委員会の審議を経て大学長が決定する。この発明委員会の審議件数をみると、1999年度には1,725件であったものが、2001年度では3,040件と増加している。また大学等と企業との共同研究件数についても、制度の創設以来増加傾向が続き、2001年度は5,264件（前年度から契約期間が継続しているものを含む。）の共同研究が実施された¹。

また、我が国の大学の特許出願は、1997年には145件であったが、2002年には、607件に増加しており、大学の特許出願に対する取組は年々活発になってはいるが、米国の大学と比較すると大きな開きがあり²、この原因の一つとして、研究者（教官）の評価が研究論文や学会発表が主体であるということが指摘されている。大学における知的財産の創造をさらに推進するためには、研究者の業績評価として研究論文等と並んで知的財産を重視することが重要であると考えられる。

(2) TLOにおける知的財産活動

大学等技術移転促進法や産業技術力強化法等により、TLOに対する様々な支援措置が講ぜられ、TLOの設立件数の増加にあわせ、特許出願件数や産業界への技術移転の件数も増加している。特に、大学等における知的財産に対する意識の高揚等もあり、承認TLOからの特許出願件数は、2000年度の618件から2002年度には1,335件に増加するとともに、承認TLOによる実施許諾件数も同期間で98件から349件へと約3倍に増加している。また、ロイヤリティ収入についても、

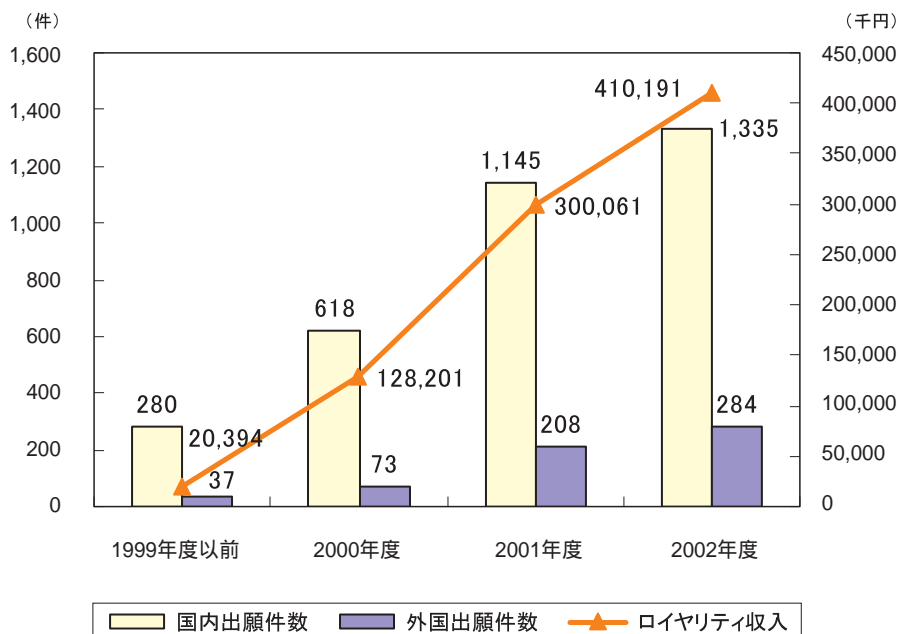
¹ 文部科学省資料

² 日本の大学においては、現在、教官の発明に係る特許の大多数が研究者個人帰属となるため、大学の取得特許件数に含まれないが、米国ではほとんどが大学に帰属する点に留意する必要がある。

2000年の約1億3千万円から2002年には約4億1千万円へと拡大している。

しかしながら、我が国のTLOの技術移転実績は着実に増加しているものの、TLOの設立後の年数が少ないこともあり、その水準は、今だ米国には及んでいない（米国における特許出願件数は、2001年だけでも5,808件となる¹⁾。）

【承認TLOの出願件数・ロイヤリティ収入の推移】



(備考) 経済産業省調べ

(3) 公的研究機関での知的財産管理における取組事例

大学等における知的財産の創造・保護・活用の知的創造サイクルを構築・加速化するためには、大学等における発明の取扱いルールやライセンス供与に関するルール等の技術移転に関するルールの整備が重要である。これらに関する適当なルールが無ければ、大学等が自己の研究成果による利益を十分に確保できなくなる可能性もある。ここでは、技術移転ルールの整備において先進的に取り組んでいる独立行政法人産業技術総合研究所（以下、「産総研」という。）の取組を紹介する。

産総研における技術移転ルール

産総研では、研究成果の社会還元を産総研の大きなミッションととらえ、産総研及び同職員が常に意識すべき研究開発成果の技術移転に係る姿勢及びその方法を、「産総研技術移転ポリシー²⁾」及び「産総研特許ポリシー³⁾」として内外に周知している。

¹⁾ 出典：AUTM Licensing Survey 2002

²⁾ 産総研技術移転ポリシーは、産総研ホームページ（http://www.aist.go.jp/aist_i/outline/policy/trn-policy.html）を参照。

³⁾ 産総研特許ポリシーは、産総研ホームページ（http://www.aist.go.jp/aist_i/outline/policy/patent.html）を参照。

技術移転ポリシー・パテントポリシーの概要

- ・ 論文と知的財産権とを同じ位置づけで扱う
- ・ 研究開発の初期の段階から、研究開発テーマに関連する国内外の特許調査 / 把握を行う
- ・ 学会発表 / 論文発表前に特許出願を行う
- ・ 確保した知的財産権の技術移転は、職員の責務
- ・ そのための体制整備、研修

また、企業との共同研究における共有特許の取扱¹は、共有の相手方が独占実施を希望しない場合、第三者に実施許諾する技術移転を行うところ、当該相手方は、同意しないことに正当な理由がない限り、産総研が第三者に対し通常実施権を設定することに同意するものとしている。また、第三者から得られたライセンス料を持分にに応じて配分する旨、共同研究契約において明記している。

【産総研共同研究規程（抄）】

（実施の許諾等）

第十一条 研究所又は共同研究者は、共有する本知的財産権の自らの持ち分を譲渡し、それを目的として、質権を設定し、又は専用実施権を設定し、若しくは通常実施権を許諾しようとする場合、その旨について事前に相手方の同意を得る。

2 研究所又は共同研究者は、前項の規定において、通常実施権の許諾については、正当な理由がない限り、相手方に同意する。

（参考）

文部科学省は、新たに共同研究契約に関するモデル例「共同研究契約書及び受託研究契約書の取扱いについて」²を各国立大学等に通知した。同モデル例においては、大学と企業が契約を結ぶ際、一定期間を経過しても企業が実施しなかった場合、一方の当事者である大学が、第三者に実施許諾できる旨の規定が盛り込まれている（具体的期間については契約時に両当事者間で決定）。

¹ 特許法第73条に、「第三者に譲渡又は実施許諾する際には、共有者の同意が必要である」との規定があるため、一方の共有者である大学等が実施許諾を希望しても、他方の共有者である企業が同意しないため、発明が実施されなくなるおそれがあるとの指摘がある。

² 平成14年3月29日付け文部科学省研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室長・大臣官房会計課総務班主査通知13振環産第59号